

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内 15071～15119 例目）

前橋市内で 49 件（15071～15119 例目）の陽性が確認されました。

本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

○年代別集計

10 歳未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代
15 名	8 名	5 名	6 名	2 名	3 名
60 代	70 代	80 代	90 代	100 代	計
3 名	4 名	2 名	1 名	0 名	49 名

○陽性者の概要

No.	市内番号	県内番号	結果判明日	年代	性別	備考
1	15071	95763	6月6日	30代	女性	—
2	15072	95764	6月6日	10代	女性	—
3	15073	95765	6月7日	10歳未満	女性	—
4	15074	95766	6月7日	10歳未満	男性	—
5	15075	95767	6月7日	60代	女性	—
6	15076	95768	6月6日	30代	女性	—
7	15077	95769	6月6日	20代	女性	—
8	15078	95770	6月6日	10代	男性	—
9	15079	95771	6月7日	30代	女性	濃厚接触者等
10	15080	95772	6月7日	10代	女性	—
11	15081	95773	6月7日	30代	男性	濃厚接触者等
12	15082	95774	6月7日	10歳未満	男性	—
13	15083	95775	6月7日	60代	女性	—
14	15084	95776	6月7日	10歳未満	男性	—
15	15085	95777	6月7日	10歳未満	男性	—

No.	市内番号	県内番号	結果判明日	年代	性別	備考
16	15086	95778	6月7日	10歳未満	女性	濃厚接触者等
17	15087	95779	6月7日	10歳未満	男性	—
18	15088	95780	6月7日	10代	女性	—
19	15089	95781	6月7日	90代	女性	濃厚接触者等
20	15090	95782	6月7日	30代	男性	濃厚接触者等
21	15091	95783	6月6日	40代	男性	—
22	15092	95791	6月7日	10代	女性	—
23	15093	95792	6月7日	10歳未満	女性	濃厚接触者等
24	15094	95793	6月7日	10歳未満	男性	濃厚接触者等
25	15095	95821	6月7日	80代	女性	濃厚接触者等
26	15096	95823	6月7日	80代	男性	—
27	15097	95824	6月7日	10歳未満	男性	濃厚接触者等
28	15098	95825	6月6日	10歳未満	男性	—
29	15099	95826	6月7日	10歳未満	男性	—
30	15100	95827	6月7日	10歳未満	男性	—
31	15101	95828	6月6日	50代	男性	濃厚接触者等
32	15102	95829	6月6日	50代	女性	濃厚接触者等
33	15103	95830	6月6日	10代	男性	濃厚接触者等
34	15104	95831	6月7日	50代	女性	濃厚接触者等
35	15105	95832	6月7日	20代	女性	—
36	15106	95833	6月7日	10代	男性	濃厚接触者等
37	15107	95834	6月7日	20代	男性	—
38	15108	95835	6月7日	20代	女性	—
39	15109	95836	6月7日	60代	男性	—
40	15110	95837	6月6日	30代	女性	濃厚接触者等

No.	市内番号	県内番号	結果判明日	年代	性別	備考
41	15111	95838	6月7日	10代	男性	—
42	15112	95839	6月7日	10歳未満	男性	—
43	15113	95840	6月7日	20代	女性	濃厚接触者等
44	15114	95841	6月7日	70代	女性	—
45	15115	95842	6月7日	10歳未満	男性	—
46	15116	95843	6月7日	40代	女性	濃厚接触者等
47	15117	95844	6月7日	70代	男性	—
48	15118	95851	6月7日	70代	女性	濃厚接触者等
49	15119	95859	6月8日	70代	男性	—

※濃厚接触が確認された人には、7日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。

市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

報道関係者の皆様へお願い 引き続き調査を行い、必要な情報は随時発表いたします。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電話 直通 / 027-220-5779

<夜間・休日> 027-224-1111 (当直室) から内線84-2216へ